みらい1分ニュースレター 中国版

2010/1/12 第 24 号
毎週月曜配信

【滴水穿石】

従来の増値税は棚卸資産等の仕入税額のみが控除の対象とされていましたが、今回の改正により、控除対象が固定資産にも拡大しました。製造業においては、新規購入設備の増値税控除により設備投資負担が大幅に軽減されることになります。

みらいコンサルティング㈱ 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

テーマ

増値税改正について ～生産型から消費型へ～

「増値税改正の全国実施における若干問題に関する通知」

財税「2008」170 号

←ポイント

✔公布部門: 財政部国家税務総局
✔発　　布: 2008 年 12 月 19 日
✔施　　行: 2009 年 1 月 1 日
✔影　　響: 今回増値税改正は大きな減税政策であり、最も重要な政策の一つです。約 1,200 億元もの減税効果があると予想されています。

←解　説

◆ *[新規購入設備に係る支払増値税額は、売上にかかる受取増値税額から控除が可能に]*

- ✓ 2009 年 1 月 1 日以降に購入した固定資産が対象となります。ただし、実際購入日と領収書発行日のいずれもが 2009 年 1 月 1 日以降でなければなりません。
- ✓ 対象になる固定資産の範囲は機械、車両運搬具及びその他生産や経営に関わる設備、工具器具です。ただし、建物、構築物および附属属設備、施設等は対象になりません。
- ✓ また、購入の際、消費税がかかる小型車、オートバイ、遊覧船も対象となりません。

◆ *[輸入設備に係る増値税免税政策および外国投資企業に対する国内設備購入時の増値税還付政策は廃止に]*

- ✓ 従来の輸入設備にかかる増値税免税政策は、対象としている輸入設備の範囲が広範であったため、中国国産設備への投資意欲の減退や、国内製造業の衰退といった問題があるとされていました。その解決を意図し、今回の改正により廃止となり、増値税は課税されることになりました。
- ✓ 従来の外国投資企業に対する国産設備購入の際の増値税還付政策は、今回の改正より控除できるようになったため必要がなくなり、廃止となりました。

◆ *[小規模納税者の増値税率が 6%から 3%へ軽減]*

- ✓ 小規模納税者は簡易法により増値税額を計算するため、今回の減税政策の恩恵が受けられません。そこで、税負担率の公平化を図るため、小規模納税者の徴収率は、従来の 6%（工業）および 4%（商業）から一律 3%に引き下げられました。

（執筆: 李　東旭 li dongxu ）

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社　http://www.miraic.jp/
税理士法人みらいコンサルティング／MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング／霞が関司法書士事務所

会社概要
公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、総勢約140名の陣容。
経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、
ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5　霞が関ビル4階　TEL: 03-3519-3970（代）
◇〔大阪支社〕 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14　TEL: 06-4705-7010
◇〔名古屋事務所〕 愛知県名古屋市中区栄2-11-7　TEL: 052-253-5606